

令和4年度 事業計画

事業大綱

「未来を切り拓く」

事業計画基本方針

土地家屋調査士としての誇りを胸に、会員間の絆を尊び、資質の向上に努める。

「下請けの手続き屋」から「不動産の医師的存在」へ

政府は人口減少を前提とし、手続き業務については一層の簡略化とAI化を推し進めている。また、所有者不明土地問題に絡み様々な法改正が行われ、我々資格者の役割も当然に変化が求められている。また、近年の新型コロナウイルス感染症にまつわる混乱や、ウクライナ情勢等をはじめとする、この国を取り巻く環境の変化も大きく影響し、国民の生活にも多大な影響が出ている。このような変化は一見して苦難にも見えるが、逆に新たな制度に参画する機会でもあり、これまでに我々が培ってきた知識や技術は、確実に未来を切り拓く武器になるはずである。よって、このように先が見えない中、我々資格者がいかにして国民に奉仕していくのか見極めが必要であり、正しく未来を選択すると共に、その未来に適応すべく研鑽していかねばならない。

また、それと同時に土地家屋調査士の地位向上は必要不可欠であり、社会的信用を強固なものにしなければならない。国民の財産である不動産に精通するアドバイザーの第一人者であり、あるいは災害時に職能を生かした貢献をするなど、頼られる存在として国民の間に浸透するよう制度広報に努めなければならないと考える。

今こそ会員の帰属意識を高め、土地家屋調査士としての誇り、矜持を今一度自覚すべきである。制度の維持は連合会のみが行うものではなく、土地家屋調査士一人一人の仕事と人となりにかかっている。よって、会員一人一人が危機感と決意を持ち、改めて土地家屋調査士の存在意義を世に知らしめ、会員一丸となって共に未来を切り拓いていくことを願うものである。

1. 総務部

- (1) 関係法令の研究及び諸規定の整備
- (2) 苦情処理、紛議の調停及び事故処理に関する対応とその予防のための会員の指導
- (3) 日調連、中部ブロック協議会、法務局及び友好団体との連絡
関係団体との間での協議会等の開催を通じた連絡や協議を行うことにより、諸問題の解決を図る。
- (4) 事務局体制の充実
事務局業務の円滑な実施を図る。
- (5) 非調査士による登記申請の調査及び非調査士行為の予防活動
法務局の嘱託による非調査士の調査については、引き続き社会事業部にその実施を委託する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、オンライン会議の円滑な運用を図る。
- (7) 会則・規則集の整備及びホームページ上の会則・規則集の整備

2. 財務部

健全な財政の維持についての取り組み
業務関連図書の定期購入

- (1) 4月上旬 令和3年度収支決算、監査会の開催
- (2) 9月頃 中部ブロック協議会親睦大会（助成の対象）
- (3) 10月上旬 中間監査、予防接種開始（助成の対象）
- (4) 11月下旬 健康診断開始（助成の対象）
- (5) 令和5年2月 次年度予算編成会議開始
- (6) 令和5年4月 令和4年度収支決算、監査会の開催

3. 業務部

- (1) 業務部
 - ①日調連からの情報収集
 - ②中部ブロック業務担当者会議への参加、情報収集
(具体的には、中六担当者会議の協議方針に基づく)
 - ③法務局との意見交換
 - ④自治体との意見交換
 - ⑤実務勉強会
 - ⑥その他
 - ・会ホームページの業務部関連見直し
 - ・自治体所有の空中写真データ等の収集

- (2) 業務研究委員会
 - ①業務研究P T
使用報告書の管理
 - ②資料管理P T
 - ・資料収集
 - ・保管資料の整理
 - ・使用報告書の管理

4. 研修部

研修を通してお互いを尊敬し切磋琢磨する意識の醸成を目指す

- (1) 本会定例研修の企画、運営
- (2) 本会新人研修の企画、運営
- (3) 特別研修の検討、企画、運営
- (4) 他会との相互研修の受講支援
- (5) 他の部および委員会の企画による研修の支援
- (6) 支部研修の支援

- (7) 新人自主研修会の支援
- (8) 登録前研修の支援
- (9) CPDの運用、管理
- (10) 過去の研修会に関する記録映像の活用方法についての検討
- (11) 年次研修の企画、運営

5. 広報部

- (1) 広報委員会
 - ①会報「おたより」の発行
 - ②7月・10月、会館月例、その他の無料登記相談会開催による制度広報
 - ③新聞広告等の媒体による制度広報
 - ④学生、転職希望者を対象とした制度広報
 - ⑤広報グッズによる制度広報
- (2) ホームページPT
 - ①ホームページの運営と更新作業（ミニリニューアル含む）
 - ②ホームページ掲載内容の精査作業

6. 社会事業部・ADRセンター

- (1) 第17回ADR特別研修への協力
- (2) 非調査士による登記申請の調査
- (3) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」への対応
(市町の対策協議会への参画活動の継続)
- (4) 表題部所有者不明土地問題（変則型登記）の対応と研究
- (5) 業務受託者選定に関する事務処理手続きの運営
- (6) 筆界特定調査員・表題部所有者不明土地所有者等探索委員の名簿等管理
- (7) 対外的な無料登記相談会への人員派遣調整と情報収集
- (8) 相談票等の改訂後の検証
- (9) 「境界問題相談センターふくい」における調停手続きの運用
- (10) 無料相談会・境界紛争解決支援制度（ADR）・筆界特定制度（法務局）の連携強化

7. 特別委員会（公図研究委員会・境界鑑定委員会）

- (1) 研究所（仮称）創設に向けての合同委員会
 - ①研究テーマを全会員からアンケート収集、取りまとめ、理事会へ提出、研究所創設に反映
 - ②新設する研究所規則に対する要望・意見を取りまとめ、理事会との調整
- (2) 公図研究委員会
 - ①戦災・震災復興土地区画整理における換地処分等の調査・研究・資料収集した成果をデータ化し、その検討結果を基に新たに区画整理を行った区域との整合を検証する。
 - ②各地域の特色ある公図や資料等の調査・収集を行い、成果をまとめる。
 - ③上記収集資料及び研究成果等の会員への通知・還元をはかる。
- (3) 境界鑑定委員会
 - ①過去に公図研究委員会が作成していた郡村取調規則等の文書の現代語訳化及び活字化の文書について、内容を確認・精査し、研究所移行後にどの様に文書作成をすべきかを検討する。
 - ②勉強会又は研修会を1回開催する。講師は、外部講師・内部講師のいずれかとする。候補としては、
 - ・筆界の調査・認定の在り方に関する検討報告書についての解説。
 - ・不動産登記法の条文解釈による筆界論の考え方。
 - ・所有者不明問題等に伴う土地の所在搜索の運用実態や、その搜索手法。
 - ・個人情報保護法・情報公開法・情報公開条令等の基礎知識、情報取得から情報管理に至るまでの留意点。